

資料 1

平成 27 年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

○平成27年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

(単位：百万円)

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要 | 論点 | H27 当初 予算 A | H28 要求 額 B | 差引 B-A | 外部有識者 コメント | 行政事業レビュー 推進チームの所見 | | 反映状況 | | |
|------|-------------------|---|--|----------------------|---------------------|-----------|---|----------------------|--|------|------|---|
| | | | | | | | | 評価 結果 | 所見の概要 | 反映額 | 反映内容 | |
| 116 | 肝炎患者等 支援対策事業費 | 我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて、300万人から370万人程度と推定されており、長期間の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、医療提供体制の確保や患者等への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上を図ることや、シンポジウム等を開催し、正しい知識の普及啓発及び地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援のための事業を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎患相談センター事業（平成27年度予算額：545,971千円（70病院））について、相談件数の実績を踏まえ経費の見直しを行うべきではないか。（H25不用額：約1億円） また、年間相談件数が推定されている肝炎ウイルスキャリア（B型、C型合わせて300万人から370万人）に対して少ないと思われるが、アウトカム指標として、適切な目標に見直した上で、事業が効果的に実施されているか検証すべきではないか。 ・ 普及啓発事業（平成27年度予算額：17,414千円）については、パンフレット・リーフレットの作成や新聞広告等、国においても実施している事業と重複する部分について検証する必要があるのではないか。 また、当該事業については、アウトカム指標が設定されておらず、効果的に実施されているか検証できていないため、適切な指標を設定するとともに、事業の成果実績を的確に把握・検証できる仕組みを構築すべきではないか。（国の普及啓発事業：肝炎総合対策費137百万円） | 687 | 507 | ▲181 | <p>（評価結果） 事業の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） まずは、本事業の費用と受診、受療の効果として節約されうる医療費を中心とする本事業の効果をしっかり分析したうえで、見直し案にある肝炎患診療連携拠点病院の役割に応じたKPIの再設定、肝炎患診療連携拠点病院全体の水準の引上げや肝炎情報センターの機能強化を通じて拠点病院間の格差の是正を図ることや、都道府県が行う普及啓発事業と国の広報事業との連携を構築し、役割分担を明確にしてコスト削減を図ることに加え、保険者の立場からの取組を促す仕組みについても検討すること。また、地域差の要因分析を踏まえて陽性キャリアの受診に結びつけるための具体策を十分検討することが必要。</p> | 事業全体の抜本的な改善 | 公開プロセスの評価結果を踏まえ、必要な見直しを行うこと。 | ▲181 | 縮減 | 評価結果を踏まえ、事業をゼロベースで見直し、肝炎患診療連携拠点病院が本来果たすべき役割に誘導するための重要なツールとして位置付け、既存事業を抜本的に組み替える。これにより、肝炎患診療連携拠点病院を中心とした地域連携体制を強化するとともに、肝炎情報センターによる肝炎患診療連携拠点病院の支援体制の強化により、質の高い肝炎医療提供体制を確立する。具体的には地域の肝炎患治療の司令塔組織である肝炎患診療連携拠点病院が、患者や家族に対する相談支援、市町村等に対する技術的支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を図るため、既存の肝炎患診療連携拠点病院向け事業を肝炎患診療地域連携体制強化事業（仮称）に改組する。 |
| 387 | 働きやすい 職場環境形成事業 | 平成23年度に「職場のいじめ・嫌がらせに関する円卓会議」においてとりまとめられた提言や平成24年度に実施した職場のパワーハラスメントに関する実態調査の結果等を踏まえ、以下の施策を実施する。 ① 社会的気運の醸成を図るための国民及び労使に向けた周知・広報（パンフレット等の作成・配布、ポータルサイトの改修・継続運営） ② 当事者である労使の取組の支援（具体的な取組を推進していく（具体的なる資料の作成・周知、参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額について、執行実績を踏まえた見直しを行うべきではないか。また、社会的機運の醸成を図ることを目的とするような事業は、パワーハラ抑止効果を上げられる内容になっているか検証し、その結果を踏まえて事業内容を見直すべきではないか。 ・ セミナー事業の成果目標については、事業の効果を表すものになっているか検討するべきではないか。たとえば、セミナー受講者からの伝達研修の実施の有無や習熟度チェックの実施など定量的に事業の効果を検証する方法を検討するべきではないか。 | 120 | 103 | ▲17 | <p>（評価結果） 事業の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） 見直し案にある、不用額の状況を踏まえて予算要求額を精査するとともに、本事業の有効性をより適切に把握するため、企業におけるパワーハラスメント防止対策の実施状況に着目した成果目標・活動指標を設定することに加え、実態調査の結果から企業におけるパワーハラスメント防止対策の進捗に本事業が具体的にどう寄与しているかを分析し、事業継続の必要性なり出口戦略を検討していくことが必要。</p> | 事業全体の抜本的な改善 | 公開プロセスの評価結果を踏まえ、予算要求額を精査するとともに、実態調査の結果を踏まえて成果目標等を踏まえて分析すること。 | ▲17 | 縮減 | 公開プロセスにおける指摘を踏まえて、 ・ 不用額の状況を踏まえて予算要求額を精査することとされた、周知・広報事業、労使の具体的な取組の促進事業の見直しを行い、予算の縮減を図る。 ・ 本事業の有効性をより適切に把握するため、企業における対策の実施状況に着目した成果目標等を設定し、実態調査の結果から本事業がどのように寄与しているかを分析するとの指摘については、平成28年度の実態調査結果を踏まえて対応する。 |

(単位：百万円)

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要 | 論点 | H27 | H28 | 差引 B-A | 外部有識者 コメント | 行政事業レビュー 推進チームの所見 | | 反映状況 | | |
|------|-------------------------------|--|---|---------------|--------------|-----------|--|----------------------|--|--------|------|---|
| | | | | 当初 予算 A | 要求 額 B | | | 評価 結果 | 所見の概要 | 反映額 | 反映内容 | |
| 411 | 雇用均等コンサルタント事業（短時間労働者均衡待遇啓発事業） | <p>パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進することを目的とする。</p> <p>そのため、「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング、ノウハウの提供、相談支援等を実施する「雇用均等コンサルタント」を各都道府県労働局に配置し、事業主の支援を行う。</p> <p><配置人員> 56名（平成27年4月現在）。 ※中・大規模局は2名配置（北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、広島）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 雇用均等コンサルタントが支援した事業所において、パートタイム労働者と正社員の均等・均衡待遇が図られているか、均等・均衡待遇を実現できる賃金制度が検討されたのかを確認するなど、事業の効果を明確に測ることの出来る定量的な指標を設定すべきではないか。 コンサルタント活動の有効性等について、当該指標等を踏まえて検証を行い、取組方法等の改善について検討すべきではないか。 雇用均等コンサルタントの単位当たりコストの妥当性について検討すべきではないか。 | 187 | - | ▲187 | <p>（評価結果） 事業の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） 本事業は対象事業所の選定がシステムティックに行われていないことに見られるように事業の趣旨・目的の絞り込みが不十分で、PDCAサイクルも機能しておらず、抜本的に見直すことが必要。正社員とパートタイム労働者の均衡処遇実現のための企業における処遇制度の見直しを政策的に後押しすることが必要だとした。今後、事業の趣旨・目的を絞り込み、例えば、対象企業の業種・地域などを戦略的に選定することや、コンサルタントを配置するという方式ではなく民間の創意工夫をより引き出す仕組みとすることを検討することなどが必要。さらに、モデルの事業の効果を検証し、見直しのなかで事業終了年度についても検討することが必要。</p> | 事業体 抜本的 改善 | 公開プロセスにおける評価結果及びとりまとめコメントを踏まえ、事業スキーム全体の抜本的な見直しを行うこと。 | ▲187 | 廃止 | 本事業は廃止することとし、個別企業への導入支援とセミナー等による普及啓発を民間への委託事業に一本化することにより、より効果的・効率的な事業を新たに行うこととする。 |
| 490 | 長期失業者等総合支援事業 | <p>1年以上の長期にわたり失業している者（長期失業者）及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、グループワーク、求人情報の提供、職業紹介、職業生活に必要な生活習慣の指導、臨床心理士等によるメンタルヘルス相談、就職後の職場定着支援などの就職支援を総合的に実施することによって、長期失業者等の早期再就職を促進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり最高60万円をかけて就職支援を行っているが、現在の雇用情勢を鑑み、委託費の1人当たりの支給額が適切であるか検証が必要ではないか。 平成27年度においては、東日本大震災の被災地域及び避難先地域（岩手、宮城、山形、福島、新潟）、長期失業者が著しく多い地域（東京、大阪）及び長期失業者の滞留している地域（北海道、福岡）において実施地域を選定しているが、事業創設時に比べて、雇用情勢が改善し、長期失業者が減少傾向であることを踏まえて、実施地域や事業規模の見直しが必要ではないか。 | 2,025 | 730 | ▲1,295 | <p>（評価結果） 廃止</p> <p>（とりまとめコメント） 雇用失業情勢の改善によって長期失業者が減少していること、事業の効果測定などが十分でないことにかんがみ、本事業はいったん廃止することが必要。なお、今後、雇用失業情勢を踏まえつつ長期失業者に対する就職支援の一部を民間職業紹介事業者に委託する事業を検討することは妨げないが、その場合は、本事業に関する議論を踏まえ、就職後の職場定着状況の厳格化、対象者の選定基準の明確化、対象者の属性等を踏まえた事業の効果測定、目的・効果・実績を検討したうえで適切な予算規模を設定していくなどに留意し、より実効あるものとなるようにすることが必要。</p> | 廃止 | 公開プロセスの結果を踏まえ、廃止すること。 | ▲1,295 | 廃止 | 評価結果を踏まえて、本事業は廃止する。 ※28年度概算要求においては、本事業のスキーム上、支援期間を9ヶ月と設定し、国庫債務負担行為により委託先と2年契約を結んでいるため、27年度事業開始分の経過措置のみを計上している。 |

(単位：百万円)

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要 | 論点 | H27 | H28 | 差引 B-A | 外部有識者 コメント | 行政事業レビュー 推進チームの所見 | | 反映状況 | | |
|------|-----------------------------------|--|--|---------------|--------------|-----------|---|----------------------|------------------------------|------|------|--|
| | | | | 当初 予算 A | 要求 額 B | | | 評価 結果 | 所見の概要 | 反映額 | 反映内容 | |
| 750 | 中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業 | <p>① 永住帰国援護、一時帰国援護 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。</p> <p>② 永住帰国後の受入体制 永住帰国直後の世帯に対し、中国帰国者定着促進センターにおいて、6か月間にわたり基礎的な日本語教育や日本の生活習慣等の研修を実施する（厚生労働省から（公財）中国残留孤児援護基金へ委託）。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等の高齢化に伴い、永住帰国希望者が減少している中、帰国後の6か月間の入所による研修を実施するために、定着促進センターの運営経費を支払うことは費用対効果が低いのではないかと。 定着促進センターの機能を支援交流センターへ集約するなど、事業運営の効率化を検討する必要があるのではないかと。 | 357 | 254 | ▲103 | <p>（評価結果） 事業の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） 現在の中国帰国者定着促進センターは廃止し、その機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合して日本語教育、基本的生活指導等の支援を実施することに加え、管理部門の合理化、首都圏中国帰国者支援・交流センターの施設の活用等により重複がないように内容を見直す。</p> | 事業全体の抜本的な改善 | 公開プロセスの評価結果を踏まえ、必要な見直しを行うこと。 | ▲117 | 縮減 | 公開プロセスの評価結果を踏まえ、現在の中国帰国者定着促進センターは廃止し、その機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合して日本語教育、基本的生活指導等の支援を実施することに加えて管理部門の合理化、首都圏中国帰国者支援・交流センターの施設の活用等により重複がないように内容を見直して運営費の縮減を図った。 |
| 814 | 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費（国民年金等事務取扱い金等） | <p>主に国民年金事業の推進のため、市区町村に対して法定受託事務及び協力・連携事務に要する費用について国民年金等事務費交付金の交付を行う。 具体的には、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進、保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載、所得情報の提供など所定の単価に基づき事務費等交付金を支払うことにより、市町村事務を円滑に行うとともに、被保険者へのサービスの向上を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の納付率向上が成果目標とされていることから、当該事業がそれにどの程度寄与しているのかを検証した上で、助成対象を費用対効果が高い事務に重点化する等により、事業の効率性を向上させるべきではないかと。 | 7,827 | 7,488 | ▲338 | <p>（評価結果） 事業の抜本的改善</p> <p>（とりまとめコメント） 見直し案にある、住民サービスの向上を図るため、より多くの市町村に協力・連携していただくよう、市町村向け業務支援ツールや広報ツールの活用を促進するとともに、市町村の超過負担が生じないよう適切な予算積算を行うことに加え、インセンティブを加味した単価設定を行った協力連携メニューを中心に、執行状況の推移を継続的に把握し、その状況を踏まえて市町村の取組が一層進展するよう交付金のさらなる重点化などの見直し検討を行うとともに、住民の利便性やコスト、ICTの発達状況などを考慮しつつ、日本年金機構と市町村の役割分担のあり方について、引き続き抜本的な検討を行うことが必要。</p> | 事業全体の抜本的な改善 | 公開プロセスの評価結果を踏まえ、適切に対応すること。 | ▲9 | 縮減 | インセンティブを加味した単価については、減額率（0.98）を乗じて積算し反映をさせるなど、事業実績を考慮した要求。 |

(単位：百万円)

| 事業番号 | 事業名 | 事業概要 | 論点 | H27 | H28 | 差引 B-A | 外部有識者 コメント | 行政事業レビュー 推進チームの所見 | | 反映状況 | | |
|------|---------------------|---|---|---------------|--------------|-----------|--|----------------------|--|------|------|--|
| | | | | 当初 予算 A | 要求 額 B | | | 評価 結果 | 所見の概要 | 反映額 | 反映内容 | |
| 830 | 高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費 | 老人の日（9月15日）の記念行事として、本年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業等を実施するもの。 | <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、「百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めること」を目的に、昭和38年度から事業開始され、長期間経過していることから事業の効果や執行方法について検証する必要があるのではないか。 このような事業目的に対して、現行の事業内容、とりわけ本事業の経費のほとんどを占めている「銀杯」の贈呈が効果的かどうか等について検討する必要があるのではないか。 | 307 | 195 | ▲111 | <p>(評価結果) 事業の抜本的改善</p> <p>(とりまとめコメント) 本事業が開始された昭和38年度と比べて百歳を迎える高齢者が大幅に増加し、かつ、今後もさらなる増加が見込まれることにかんがみ、見直し案をこえて、銀杯の贈呈は廃止し、国として長寿を祝い、社会発展への寄与に感謝するに当たり、今後はお祝い状の贈呈のみの事業とすることが必要。 また、本事業のレビューを機会として、厚生労働省において長年続いている事業を洗い出し、本当に国がやるべき事業なのかなどについて検討することが必要。</p> | 事業全体の抜本的な改善 | 百歳高齢者記念事業について、公開プロセスの評価結果を踏まえ、事業を見直し、予算額を縮減すること。 | ▲111 | 縮減 | 長年にわたり記念品を贈呈してきた経緯や、自治体や国民の間に継続希望の声があること等を踏まえ、お祝い状に加え、記念品の贈呈は継続する必要があると考えられる一方で、行政事業レビューにおいて、今後も百歳を迎える高齢者の更なる増加が見込まれることへの対応が必要との指摘がなされたことから、費用の抑制を図りつつ、記念品の内容について見直しを行うこととし、概算要求段階では記念品の単価を半額程度にして要求額を大幅に削減した。今後、地方自治体からの意見聴取等を行いながら年末までに記念品の見直し内容を確定していく。 |

| 事業数 | 反映額 (百万円) | 評価 |
|-----|--------------|----|
| 2 | ▲ 1,482 | 廃止 |
| 5 | ▲ 435 | 縮減 |
| 7 | ▲ 1,917 | 合計 |

行政事業レビュー公開プロセス(6月15日)

(事業名)肝炎患者等支援対策事業費

評価結果

事業全体の抜本的改善

| | | |
|------------|---|---|
| 廃止 | 0 | 人 |
| 事業全体の抜本的改善 | 3 | 人 |
| 事業内容の一部改善 | 2 | 人 |
| 現状通り | 1 | 人 |

<とりまとめコメント>

まずは、本事業の費用と受診、受療の効果として節約されうる医療費を中心とする本事業の効果をしっかり分析したうえで、見直し案にある肝疾患診療連携拠点病院の役割に応じたKPIの再設定、肝疾患診療連携拠点病院全体の水準の引上げや肝炎情報センターの機能強化を通じて拠点病院間の格差の是正を図ることや、都道府県が行う普及啓発事業と国の広報事業との連携を構築し、役割分担を明確にしてコスト削減を図ることに加え、保険者の立場からの取組を促す仕組みについても検討すること。また、地域差の要因分析を踏まえて陽性キャリアの受診に結びつけるための具体策を十分検討することが必要。

<具体的なコメント>

○事業の課題や問題点

- ・ 受検・受療率の低調さ。
- ・ 治療だけでなく予防(受検＝検診によるキャリア発見、受診＝顕在化したキャリアの医療機関での受診)の促進と一体的に取り組む必要がある。
- ・ 成果目標が治療に限定されている。
- ・ 当該事業のアプローチの方法等の再検討が必要と考える。例えば、企業の健康組合、地域のホームドクターに対する啓発活動等である。
- ・ 予算の配分についても、より効果が期待できる。例えば、人口、発症率、検査体制の整備度合による配分方法も考慮すべきではないか。
- ・ 事業目的の重要性は肯定するものであるが、目的に対して何が不足しているか又はその原因が十分把握されていないのではないか。その結果、理念は立派でありながら具体性、方策が見えてこない。
- ・ 政策目的・目標・効果が明確に定義されておらず、測定もされていない。事業が有用であることを示して、予算請求を正当化することができていない。
- ・ 啓発事業(陽性の患者の受診)に戦略性・具体的道筋(狙い)に欠く。
- ・ 受診率の向上に実効性を欠くのではないか。コーディネータの役割も不明確。
- ・ 金銭的・数値的評価がない。

○評価を選択した理由・根拠

- ・ 事業継続は前提(是認)。
- ・ 見直し案の具体化を進めること。
- ・ 予防促進のための具体的な活動が必要。
- ・ 事業目的は重要ゆえ廃止は考え難いが事業としては更に緻密に組み立てないと漫然と事業を実施していても効果は見込めない。
- ・ 肝炎患者等を支援する事業が不要とは思わない。しかし、現在の事業メニューが有効であるかどうかまったくわからない。
- ・ 事業の目的に対して手段(=啓発活動・コーディネータの育成)の有効性が定かではない。受診率の低い陽性患者の属性に応じた戦略的アプローチが求められるのではないか。既存の施設=保健センターの利用だけでは不十分。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・ 受検、そして受療促進率の向上。
- ・ 成果目標として、受検、受診の数や増加を指標として掲げ、拠点病院の活動と自治体の啓蒙活動の目標とすべき。
- ・ 顕在化したキャリアの受診を促進するために身近な自治体が果たす役割は大きく、地方のイベント等ではなく、受診可能な地域病院の紹介や拠点病院と管内の地域病院の連携を促すような連絡会の開催をすべき。
- ・ 検診率を上げるため、企業・健保組合に働きかけ健康診断に追加、人間ドック等でウィルス検査を行う医療機関の増加。
- ・ 具体的に行う施策が全く不明であり予算の適正さの判断がつかない。理念だけでなく具体的な施策、これに要する予算の提示が必要。
- ・ 受検者数を増やす、あるいは陽性のキャリアのうち治療を受ける人の割合を増やすために何が最も有効なのかを突きとめ、そのポイントに集中するように事業を再構築する必要がある。
- ・ 受検率・受診率・拠点病院の相談件数の地域差の要因分析と分析結果に応じた対策。
- ・ 保険者・企業(事業主)の活用。
- ・ 対象者の属性に応じた啓発と治療モデルの構築。

○その他

- ・ 自治体独自の対策は原則地方の自主財源で、さもないとコスト意識に欠く。

行政事業レビュー公開プロセス(6月15日)

(事業名)働きやすい職場環境形成事業

評価結果

事業全体の抜本的改善

| | | |
|------------|---|---|
| 廃止 | 1 | 人 |
| 事業全体の抜本的改善 | 2 | 人 |
| 事業内容の一部改善 | 2 | 人 |
| 現状通り | 1 | 人 |

<とりまとめコメント>

見直し案にある、不用額の状況を踏まえて予算要求額を精査するとともに、本事業の有効性をより適切に把握するため、企業におけるパワーハラスメント防止対策の実施状況に着目した成果目標・活動指標を設定することに加え、実態調査の結果から企業におけるパワーハラスメント防止対策の進捗に本事業が具体的にどう寄与しているかを分析し、事業継続の必要性なり出口戦略を検討していくことが必要。

<具体的なコメント>

○事業の課題や問題点

- ・ 執行率の低調さ。
- ・ 事後評価・効果の測定が為されていない。
- ・ 具体的な目標値が明確ではない。
- ・ 当該事業の将来予測に基づく予算編成が必要。
- ・ 政策目的は重要だが、国として何ができるのかは不明である。
- ・ 本事業はここまでは一定の成果を上げている。しかし、(1)予算の執行率については是正が必要、(2)マニュアルの普及が目標の50%に到達する道筋が定かではない、(3)むやみに事業拡大をさけるべき。

○評価を選択した理由・根拠

- ・ 見直し案の徹底実施により、事業効果がある。
- ・ 成果を発揮している事業はきちんと継続する一方、未確定の新規事業は精査しながら進めるべき。
- ・ 提示の見直し案を着実に進めてほしい。
- ・ とりあえずマニュアルも作成され、パワハラ認知度も上がってきている以上、これ以上国として関与する必要性は当面考えられず事業については大幅削減すべき。
- ・ 国のできることはすでに行って効果があがっており、事業継続の必要がない。
- ・ ここまでは順調としても、むやみに事業の拡大・継続は前提にするべきではない。HPの管理など必要最小限+アルファにとどめるべき。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・ 執行率の勘案、業者の競争性(偏りなく)、労働特会の調達委の対面審査は継続。
- ・ 将来的に中小企業等を対象にするなどの重点化、他のハラスメントとの総合的な施策実施での合理化を検討すべき。
- ・ 今後実態調査を行い、その結果を踏まえ本事業の完了や何を国の事業として維持するかをレビューすべき。
- ・ 使用者側の立場以外に、労働者側の見地に立ったリーフレット・情報の発信を求める。
- ・ 普及に向けた戦略(モデル事業?)を明確にする。他方、事業の「出口戦略」も考える必要がある。地方自治体や事業者団体との協力もあって良い。事業の終了年度を設定する。

○その他

- ・ 平成28年度の実態調査により、何を、どこまで、いつまでやるか検討すること。

行政事業レビュー公開プロセス(6月15日)

(事業名)雇用均等コンサルタント関係経費(短時間労働者均等待遇啓発事業)

評価結果

事業全体の抜本的改善

| | | |
|------------|---|---|
| 廃止 | 2 | 人 |
| 事業全体の抜本的改善 | 4 | 人 |
| 事業内容の一部改善 | 0 | 人 |
| 現状通り | 0 | 人 |

<とりまとめコメント>

本事業は対象事業所の選定がシステムティックに行われていないことに見られるように事業の趣旨・目的の絞り込みが不十分で、PDCAサイクルも機能しておらず、抜本的に見直すことが必要。正社員とパートタイム労働者の均衡処遇実現のための企業における処遇制度の見直しを政策的に後押しすることが必要だとしても、今後、事業の趣旨・目的を絞り込み、例えば、対象企業の業種・地域などを戦略的に選定することや、コンサルタントを配置するという方式ではなく民間の創意工夫をより引き出す仕組みとすることを検討することなどが必要。さらに、モデル的事業の効果を検証し、見直しのなかで事業終了年度についても検討することが必要。

<具体的なコメント>

○事業の課題や問題点

- ・ 事業内容が現場で本当に最適かが問題。
- ・ 待遇の見直し、「職能分析・職能評価」導入を必要とする事業主に提供されていない。関心のある企業の選定が難しい。
- ・ パートタイム・非正規雇用に関する労働法制を前提に考えると、当事業の目的が極めて限定的であり、効果が期待し得ない。また、手法に関しても、コンサルタントの資質・能力に負う所が大であり、その効果が評価し難い。
- ・ 訪問事業所の選定基準等システムティックになされていない。
- ・ コンサルタントにより普及を図るという方式以外に同様の目的に資する方法がないかより緻密な検討が必要。
- ・ 企業の生産性を高めるのか、労働者の権利を守るのか、政策目的が明確でなく、効果測定も難しい。違法なケースは別として、この事業が必要だという理由がない。
- ・ コンサル対象企業・事業者の選別に戦略性・明瞭性が欠く。大企業であれば、自らの経営戦略で対応するだろうし、そこに公費を投入する理由はない。中小企業の場合、比較対象となる正社員が少ないのではないか。事業の終了年度もなく漫然と実施している感が否めない。

○評価を選択した理由・根拠

- ・メニューを厚労省が行う今回(これまで)の事業でなく、大きく転換し、民間の知恵で主導するやり方かどうかと思う(やり方を抜本的に変える)
- ・制度が普及していない現状と、他方、法律改正により事業主の説明責任が明確化された現状に鑑み、制度の普及に向けた内容の見直しが必要と思われる。
- ・正当性・妥当性のない行政介入は避けるべきである。コンサルティング・サービスを必要としている企業に対する無料サービスになっているのではないか。
- ・仮に事業の目的＝職務分析の普及が妥当としても、企業への普及を促進する上で、現行のコンサルが有効とは考えられない。訪問しやすい企業に訪問しても普及にはつながらない。社労士への職提供に過ぎない面もあるような。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・同事業の中で①職務分析・評価の普及事業、②分析・評価の実際導入事業を2分し、予算配分して民間に総合評価方式で競わせるべき。
- ・法改正の内容の周知と合わせて対応策としての本制度を広く知ってもらう施策をまずは集中的に実施し、コンサル機能は各地でなく全国で規模を縮小して機能を維持すべきではないか。
- ・指導員と連携し、関心企業・必要企業にアプローチする工夫が有効ではないか(指導員から関心企業の紹介、初回の訪問帯同等)。
- ・パートタイム労働者の処遇に関して、コンサルティングを求めている企業に対して、サービスを提供する方法等を検討すべきと考える。
- ・労働者と雇用主との間でwin-winになるような真のモデル事業を展開し効果を見極めるべき(地域、対象企業を選別することが前提)。ただし、終了年度は明確に。

○その他

-

行政事業レビュー公開プロセス(6月15日)

(事業名)長期失業者等総合支援事業

評価結果

廃止

| | | |
|------------|---|---|
| 廃止 | 3 | 人 |
| 事業全体の抜本的改善 | 3 | 人 |
| 事業内容の一部改善 | 0 | 人 |
| 現状通り | 0 | 人 |

<とりまとめコメント>

雇用失業情勢の改善によって長期失業者が減少していること、事業の効果測定などが十分でないことにかんがみ、本事業はいったん廃止することが必要。なお、今後、雇用失業情勢を踏まえつつ長期失業者に対する就職支援の一部を民間職業紹介事業者に委託する事業を検討することは妨げないが、その場合は、本事業に関する議論を踏まえ、就職後の職場定着状況の厳格化、対象者の選定基準の明確化、対象者の属性等を踏まえた事業の効果測定、目的・効果・実績を検討したうえで適切な予算規模を設定していくなどに留意し、より実効あるものとなるようにすることが必要。

<具体的なコメント>

○事業の課題や問題点

- ・ 対象者の選定にかかわる標準化の不備。
- ・ 雇用状況の向上。
- ・ 定着率の低調さ。
- ・ 支援対象者の選定基準が曖昧で、かつ定着率が低い。対象地域を限定するだけでは定着率の改善は期待できず、効果がさらに限定されるだけ。
- ・ 支援対象者数が、長期失業者(推計)全体に比し小規模。
- ・ 対象となる者、属性、属性別の効果が測定されてない。
- ・ 事業規模について適切な理由がない。
- ・ 予算の数字の根拠が全く不明。
- ・ 失業者の属性に応じて就職率等のデータが集められておらず、政策効果があったかどうか、適切な施策であったか判定のしようがない。
- ・ 民間委託の効果が不明。定着率は低い。→効果は限定的
- ・ 長期失業者の属性＝中高年をみると他の事業との重複あり。
- ・ ハローワークの役割との関係が不明瞭。

○評価を選択した理由・根拠

- ・ 見直し案による平成28年度予算見積が不明確のため(予算縮減が提示されていない)。

- ・ 質問に対して、回答が得られていない。
- ・ 事業、効果について十分把握されていないため事業を如何に構築すべきか判断できない。
- ・ 目的は重要であるが、事業としては十分な検討を経ておらず一旦廃止すべき。
- ・ 民間への事業委託が有効な属性の失業者を重点的に対象とすることによって、より少ない予算で、より大きな効果をあげることができる。ゼロ・ベースでの見直しが必要である。
- ・ 対象地域・対象者を絞っているにもかかわらず、効果の検証がないままになっている。
- ・ 民間事業者のパフォーマンスの差異が見受けられる。
- ・ 長期失業者数に対して規模が小さい。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・ 事業の必要性を理解できないわけではないが、実際に効果を納得のいく「みえる化」しないとどうかと思う。ただし、雇用情勢により将来的に長期失業者が増加する場合には別スキームで検討すべきかと思う。
- ・ 支援対象者の選定基準を作ること。そして、必要とする規模を把握すべき。
- ・ (キャリア再設定の)研修内容・期間・費用の合理化を検討し、(もし必要なら)対象者を増やすことも考えられる。
- ・ 職業紹介は①止めて職業訓練等を充実、②就職の難易度を勘案しもっと委託費を大きくする、③求人企業側に長期失業者の雇用に対する意向もあるか予め把握しておく、等の工夫が考えられる。
- ・ ハローワークの機能の充実によって、民間業者のノウハウを取得・活用できないのか。
- ・ 民間業者の手法の活用によって、就職支援の方法・手段を再構築すべきではないか。
- ・ まずは、失業者の属性と就職率等との関係について基礎データを収集する必要がある。
- ・ 類似事業との統合。
- ・ 民間委託の効果を検証(=モデル事業)した上で、実施の有無を決定。
- ・ 就職率・定着率の情報整備。

○その他

- ・ 長期失業者に対する施策の必要性は認める。

行政事業レビュー公開プロセス(6月22日)

(事業名)中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業

評価結果

事業全体の抜本的改善

| | | |
|------------|---|---|
| 廃止 | 0 | 人 |
| 事業全体の抜本的改善 | 4 | 人 |
| 事業内容の一部改善 | 2 | 人 |
| 現状通り | 0 | 人 |

<とりまとめコメント>

見直し案にある、現在の中国帰国者定着促進センターは廃止し、その機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合して日本語教育、基本的生活指導等の支援を実施することに加え、管理部門の合理化、首都圏中国帰国者支援・交流センターの施設の活用等により重複がないように内容を見直して全体としての運営費の縮減を図ることが必要。

また、就労支援など、二世・三世を含む帰国者のフォローアップの充実を図ることが必要。

<具体的なコメント>

○事業の課題や問題点

- ・ 定着促進センターの老朽化、利用水準の低迷が課題。
- ・ 事業間に重複あり？
- ・ 所沢は廃止し、交流センター統合。
- ・ 帰国者減に伴う経費の節減の必要性。
- ・ 中国残留邦人の帰国者数が減少する中、現状のまま建物二棟を保有して事業を遂行しなければならない必要性は認められない。
- ・ 長期間継続事業のため見直し。
- ・ ハコモノの是非。
- ・ 定着促進センターの機能を、支援・交流センターに引き継ぐ事で、事業そのものの執行に支障がないということであれば、同事業を縮小し、その運営方法を見直すべきと考えます。

○評価を選択した理由・根拠

- ・ 施設の老朽化が進んでおり、対処の方向は明白である。
- ・ 同センターは支援・交流センターに集約化させることが望ましい。

- ・ ひき続き残留邦人が定着をしていく為のサポートは充実させつつハコモノなど機能の集約する必要。
- ・ 支援・交流センターに統合して必要な事業を実施。
- ・ 見直し案自体が抜本的改善といえる。
- ・ 定着促進センター事業を支援・交流センター事業に統合する。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・ すでに計画されているとおり、定着促進センターを廃止、その機能を支援・交流センターに統合すべし。
- ・ 削減された支出額をもって、二世・三世の経済的自立の支援に当てるべきではないか。
- ・ 但し、定着促進事業と支援交流センターの事業の統合・合理化、人件費の抑制を合わせて実施。研修棟については跡地の有効利用を要検討。日本語教育教材開発については今後外注も検討すべき。二世・三世を含む帰国者のフォローアップ(=実態調査)・支援も必要ではないか。
- ・ 支援交流センターと定着支援センターの重複業務を厳しく見直し、人員のスリムな体制を検討すること。
- ・ カリキュラム・教科書の外注化・外部活用も含めた効率化。
- ・ 統合に際しては重複を排除し、効率化、経費削減を図ること。
- ・ 見直し案にある②の実施。
- ・ 委託先との価格協議の徹底→運営費の縮減(公募しても、1社しかなく、その1社と省の間で協議可能なことをする)。

○その他

-

行政事業レビュー公開プロセス(6月22日)

(事業名) 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等)

評価結果

事業全体の抜本的改善

| | | |
|------------|---|---|
| 廃止 | 0 | 人 |
| 事業全体の抜本的改善 | 3 | 人 |
| 事業内容の一部改善 | 3 | 人 |
| 現状通り | 0 | 人 |

<とりまとめコメント>

見直し案にある、住民サービスの向上を図るため、より多くの市町村に協力・連携していただくよう、市町村向け業務支援ツールや広報ツールの活用を促進するとともに、市町村の超過負担が生じないよう適切な予算積算を行うことに加え、インセンティブを加味した単価設定を行った協力連携メニューを中心に、執行状況の推移を継続的に把握し、その状況を踏まえて市町村の取組が一層進展するよう交付金のさらなる重点化などの見直し検討を行うとともに、住民の利便性やコスト、ICTの発達状況などを考慮しつつ、日本年金機構と市町村の役割分担のあり方について、引き続き抜本的な検討を行うことが必要。

<具体的なコメント>

○事業の課題や問題点

- ・ 協力・連携がスムーズかつ効率的か。
- ・ 協力連携事務に対するインセンティブ付与の実効性が乏しいのではないかと考えます。むしろ地公体職員の知識修得の為の手当をし、負荷の低減を企むべきと考えます。その為のツールを用意する予算を設ける為の改善が必要と考えます。
- ・ 予算と執行額が大きくかい離している。
- ・ 自治体に事務を委託するとしても、結局のところ自治体の人員体制に依存するところも多く、コントロールの及ばない部分が多く、国側で何をすれば効果的にか把握しきれない。
- ・ 相談業務など年金機構と重複あり。インセンティブ(=強い連携単価)を含めて市町村職員を相談業務にあてる有効性に疑問。

○評価を選択した理由・根拠

- ・ 職員向けツール研修を充実させて欲しいから。

- ・ マイナンバー等IT利用で環境変化がおこるまで市町村など近しい存在は当面必要。
- ・ 今後はIT、郵送等利用した方が費用としては効果が測り易いのではないか。
- ・ 広報・相談は年金機構の本来業務、市町村が担う効果(＝納付率の向上等)は不明確。マイナンバー等を活用すれば手続きも省略可。
- ・ 今後は、業務を日本年金機構に一元化、インターネットで手続きをできるようにするまでの過渡的なものと思われる。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・ ツール・研修の充実・活用と、その効果の検証。
- ・ インセンティブについては期間を明確に定め、H26－H27実績をふまえ見直すべき。
- ・ 予算の大幅削減、インセンティブは効果が見込めないので廃止。
- ・ 今後の方向性としては自治体の協力連携事務は可能な限り削減し、できるだけ年金事務所に業務を一元化すべき。
- ・ 所得情報の提供など市町村の協力が不可欠な分析に特化。残りの業務は年金機構に集約化すべき。
- ・ 現状、日本年金機構で取り扱った場合のコストと市町村で取り扱った場合のコストも把握されていないので、この点、早急に調査が必要ではないか。

○その他

-

行政事業レビュー公開プロセス(6月22日)

(事業名)高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費

評価結果

事業全体の抜本的改善

| | | |
|------------|---|---|
| 廃止 | 2 | 人 |
| 事業全体の抜本的改善 | 3 | 人 |
| 事業内容の一部改善 | 0 | 人 |
| 現状通り | 0 | 人 |

※ 上山委員は、「厚生労働省所管1000以上の事業の中から本事業が公開プロセス対象事業として選択された理由につき厚生労働省側から十分な説明が得られないために公開プロセスに付すべき事業として議論するのは適切でない」として退席、棄権された。

<とりまとめコメント>

本事業が開始された昭和38年度と比べて百歳を迎える高齢者が大幅に増加し、かつ、今後もさらなる増加が見込まれることにかんがみ、見直し案をこえて、銀杯の贈呈は廃止し、国として長寿を祝い、社会発展への寄与に感謝するに当たり、今後はお祝い状の贈呈のみの事業とすることが必要。

また、本事業のレビューを機会として、厚生労働省において長年続いている事業を洗い出し、本当に国がやるべき事業なのかなどについて検討することが必要。

<具体的なコメント>

○事業の課題や問題点

- ・ 長期継続事業のため見直し。
- ・ 対象者当初135/9600万→3万人弱と大幅な対象者増による大幅UP。
- ・ 老人福祉法の趣旨からして、銀杯の贈呈そのものの意義が認められないのではないか。お祝い状の贈呈のみで、同制度の継続を相当と考えます。
- ・ 百歳で銀杯贈呈という事業に必然性がない。
- ・ 百歳が3万人に上る高齢社会において事業の妥当性そのものが疑問、効果に「広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め」るについても定かではない。

○評価を選択した理由・根拠

- ・ 事業目的は理解したうえで、銀杯＋祝い状、銀杯のみ、祝い状のみ、別のもの等手法は様々ある。
- ・ 今後、100歳人口が増加しむこう10年で数10億となる。他の必要事業に今回を機にふりかえるべき。
- ・ 公共性がない。
- ・ 本事業に限らず、古く検証も不十分なまま惰性的に続けられている事業についても不断の見直しが必要。

○改善の手法や事業見直しの方向性

- ・ 銀杯ありきではなく、祝い状のみ・別のものなど発想の転換も必要。
- ・ 外部の知恵を活用すること。
- ・ 高齢者に敬意を伝えることに意義はある。銀杯を廃し、賞状の手渡しが望ましい
- ・ 事業は廃止して、実施の是非自体は自治体に任せる。

○その他

-